

厚生労働大臣	武見 敬三 様
厚生労働副大臣	濱地 雅一 様
厚生労働副大臣	宮崎 政久 様
厚生労働大臣政務官	三浦 靖 様
厚生労働大臣政務官	塩崎 彰久 様
公益社団法人日本医師会会長	松本 吉郎 様
一般社団法人日本専門医機構理事長	渡辺 毅 様

一般社団法人全国がん患者団体連合会理事長 天野 慎介

「がん薬物療法専門医」専門医制度の早期承認を求める要望書

かねてより我が国では海外と比較して、がん薬物療法を専門に行う医師である Medical Oncologist（腫瘍内科医）の不足が指摘されており、2006年にがん患者や家族、医療従事者の声を受けて成立したがん対策基本法では、基本的施策の一つとして第15条において「専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成」が定められたことにより、2007年の国の第1期がん対策推進基本計画においては「放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成」が個別目標の一つに設定され、同年の文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」においても「化学療法に関する腫瘍専門医師の育成」が求められるなど、我が国のがん対策においてがん薬物療法を専門に行う医師の養成は、現在に至るまで重要な政策課題と位置づけられてきました。

公益社団法人日本臨床腫瘍学会では、2002年に「がん薬物療法専門医制度」を創設し、臨床腫瘍学を中心にがんの基礎医学、臨床薬理学、緩和医療学を修得し、臓器横断的にがん薬物療法を行う専門医の養成を進めてきました。認定者数は1,689名（2023年4月）となりますが、近年の分子標的薬や免疫チェックポイント阻害薬などにみられるがん薬物療法の進歩と、それに伴う副作用対策と支持療法の進歩、がん遺伝子パネル検査などにみられる個別化医療の進歩と、それに伴う遺伝子変異に基づく臓器横断的な治療薬の登場など、がん薬物療法の急速な進歩と高度化により、がん薬物療法を専門に行う医師の更なる養成が急務です。

しかし、一般社団法人日本専門医機構が認定する新専門医制度では、がん薬物療法を専門に行う医師である「腫瘍内科専門医」は2018年6月に内科の「サブスペシャリティ専門医」として承認され、2020年3月には「通常研修領域」として承認されましたが、2022年2月にはその「整備基準」の審査において、日本臨床腫瘍学会を含む既承認の8学会が「承認保留」となりました。2023年6月に開催された日本専門医機構の臨時理事会では、内科の「サブスペシャリティ専門医」とすることを求めていた機構の方針が変更され、新たに「外科など内科以外の他の基本領域の追加を検討すること」が求められるなどしたことにより、再び「承認保留」となりました。

度重なる「承認保留」により整備基準の承認が遅れることで、新専門医制度に基づく研修の開始が遅れることは、がん薬物療法を専門とする医師の養成に遅滞が生じる可能性があります。2023年6月の「承認保留」の判断より既に半年以上が経過するにも関わらず、このまま進展が認められない状況が続けば、がん薬物療法を専門とする医師の養成の遅滞、ひいては私たちががん患者が受けるがん医療に重大な影響を及ぼしかねないと危惧されることから、以下の要望を提出いたします。

記

- がん薬物療法を専門に行う医師の専門医制度について、その整備基準の審査と承認を早期に行うこと。

以上